

令和5年4月27日

新型コロナウイルス5類移行後の無症状・軽症患者の外来透析を行う際の 隔離透析期間等の考え方について

日本透析医会・日本透析医学会・日本腎臓学会
新型コロナウイルス感染対策合同委員会

委員長 菊地 勘
副委員長 山川 智之
副委員長 竜崎 崇和
副委員長 南学 正臣

平素より、新型コロナウイルス感染対策合同委員会の活動に御協力を賜り、誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症への感染対策に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

令和5年5月8日からの、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更後は、行政が感染患者に対し外出自粛を要請することはなくなり、療養するかどうかはインフルエンザと同様に個人の判断に委ねられることとなります。

令和5年4月5日の厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの資料¹⁾によると、感染性のウイルス排出は、発症日を0日として6日目以降は大きく減少し、発症8日目には検出限界値を下回ることが報告されています。

これまで、新型コロナウイルス感染対策合同委員会では、軽症の感染透析患者への外来透析を継続する場合は、発症日を0日として10日目までの隔離透析をお願いしてきました。しかし、令和5年5月8日以降は、発症日を0日として7日目まで経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの隔離透析をお願いすることに変更させていただきます。ただし、7日目に症状が続いていた場合は、解熱剤の使用無しに熱が下がり、咳や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間が経過するまでは、隔離透析を継続することを推奨します。また、8日目以降も10日目までは、一部に感染性のある患者が存在することから、患者には不織布マスクの着用、手指消毒などの感染対策の継続を指示してください。なお、無症状者は検査陽性日を0日として7日目までの隔離透析をお願いします。

また、透析患者と同居されている方が新型コロナウイルスに感染したら、部屋を分けて生活するように指導してください。そして、新型コロナウイルスに感染した方の発症日を0日として、7日目までは、接触した透析患者が発症する可能性がありますので、十分な健康観察を行ってください。そして、この間は外出時の不織布マスク着用や手指消毒等の基本的な感染対策を行うように指示してください。経過中に症状が見られた場合には、隔離透析を行い抗原検査やPCR検査等を行ってください。検査で陽性となった場合は、先述の期間で隔離透析を継続してください。

無症状・軽症者をかかりつけ透析施設で外来透析を継続するためには、重症化を抑えて外来透析を継続できるような方策が必要です。新型コロナウイルス感染対策合同委員会のレジストリーからの解析では、新型コロナウイルスワクチンを定期的に接種すること、感染後に抗ウイルス薬の投与を行うことが、感染透

析患者の重症化リスクを抑え、致死率を低下させることが明らかになっています。厚生労働省の推奨するタイミングで、すべての透析患者にワクチン接種を行い、感染透析患者には診断後の速やかな抗ウイルス薬の投与を推奨します。

透析施設では、これまで同様にすべての医療従事者およびすべての透析患者に対して、透析施設内でのマスクの着用を推奨します。そして、医療従事者は、透析の開始や終了の手技を行う際には、ガイドライン²⁾に基づいた適切な个人防护具(PPE: personal protective equipment)である、ディスポーザブルガウンまたはエプロン、サージカルマスク、ゴーグルまたはフェイスシールド、ディスポーザブル手袋を着用することを推奨します。

参考 URL:

1. 患者のウイルス排出量に関する分析結果 ・オミクロン系統感染者鼻咽頭検体中の感染性ウイルスの定量(令和5年4月5日 第120回厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード 専門家提出資料)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001084525.pdf>
2. 透析施設における標準的な透析操作と感染予防に関するガイドライン(五訂版)
http://www.touseki-ikai.or.jp/htm/05_publish/doc_m_and_g/20200430_infection%20control_guideline.pdf